

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第20-4号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（規則第20-1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(内部組織の長に準ずる職)</p> <p><b>第6条</b> 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県行政組織規則(昭和35年県規則第8号)第165条第1項に規定する出納局長、同規則第165条の2第1項に規定する危機管理監、<u>同規則第165条の3第1項に規定する行財政改革監及び同規則第188条第1項に規定する地域振興局長</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(部長又は課長に相当する職)</p> <p><b>第14条</b> 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 新潟県行政組織規則第165条第3項に規定する参与、同条第5項に規定する副部長、同条第7項に規定する次長、同規則第165条の4第1項に規定する国際企画監、同規則第165条の5第1項に規定する情報企画監、同規則第165条の6第1項に規定する原子力安全広報監、同規則第166条第1項に規定する新産業企画監、同規則第168条第1項に規定する都市局長、同規則第169条第1項に規定する課長、同規則第182条第1項に規定する参事（部又は局に置くものに限る。）及び技監、同規則第182条の2第1項に規定する<u>政策統括監</u>、同規則第188条第1項に規定する地域機関の長（地域振興局長を除く。）、同規則第190条第1項に規定する地域振興局の部長並びに同条第2項に規定する事務所の所長（農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。）</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>(内部組織の長に準ずる職)</p> <p><b>第6条</b> 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県行政組織規則(昭和35年県規則第8号)第165条第1項に規定する出納局長、同規則第165条の2第1項に規定する危機管理監及び同規則第188条第1項に規定する地域振興局長</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(部長又は課長に相当する職)</p> <p><b>第14条</b> 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 新潟県行政組織規則第165条第3項に規定する参与、同条第5項に規定する副部長、同条第7項に規定する次長、<u>同規則第165条の3第1項に規定する広報監</u>、同規則第165条の4第1項に規定する国際企画監、同規則第165条の5第1項に規定する情報企画監、同規則第165条の6第1項に規定する原子力安全広報監、同規則第166条第1項に規定する新産業企画監、同規則第168条第1項に規定する都市局長、同規則第169条第1項に規定する課長、同規則第182条第1項に規定する参事（部又は局に置くものに限る。）及び技監、同規則第182条の2第1項に規定する<u>総括政策監</u>、同規則第188条第1項に規定する地域機関の長（地域振興局長を除く。）、同規則第190条第1項に規定する地域振興局の部長並びに同条第2項に規定する事務所の所長（農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。）</p> <p>(2)～(10) (略)</p>

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の職員の退職管理に関する規則第14条第1号に規定する広報監又は総括政策監であった者については、なお従前の例による。